

## 親子会社に関する規律に関する検討事項(4) － 企業結合の形成過程等に関する規律(続き) －

### 第7 組織再編の手続に関する検討事項

#### 1 会社分割に関する規律の見直し

会社分割の手続における債権者の保護のための規律について、見直しを検討すべき事項はあるか。

(注1) 吸収分割承継会社又は新設分割設立会社に承継されない債務に係る債権者の保護の在り方について、どのように考えるべきか。

(注2) 吸収分割会社又は新設分割会社に知れていない不法行為債権者の保護の在り方について、どのように考えるべきか。

(補足説明)

1 会社法における会社分割法制については、債権者の保護のための規律が十分ではないとの指摘がある。そこで、本文は、会社分割の手続における債権者の保護のための規律について、見直しを検討すべき事項はあるかを問うものである。

2 (注1)は、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社(以下「承継会社等」という。)に承継されない債務に係る債権者(以下「残存債権者」という。)の保護の在り方について、どのように考えるべきかを問うものである。

会社法においては、いわゆる物的分割の場合、会社分割後も吸収分割会社又は新設分割会社(以下「分割会社」という。)に対して債務の履行の請求をすることができる債権者については、債権者異議手続の対象とはならないものとされている(同法第789条第1項第2号等参照)。その理由については、会社分割法制が導入された際に、物的分割の場合、分割会社は、承継会社等に移転した純資産の額に相当する承継会社等の株式を取得するため、承継会社等の株式を通じて、承継会社等に移転する資産の価値を間接的に把握することとなり、その財産状況に変動がないからであるとの説明がされている。

また、平成17年改正前の商法の下においては、会社が会社分割をしようとする際には、「債務ノ履行ノ見込アルコト」及びその理由について記載をした書面を備え置かなければならないものとされ(同法第374条ノ18第1項第3号等)、将来の収益の予測も考慮した債務の履行の見込みがあることが会社分割の効力要件の一つであるとされていたが、会社法の下においては、会社法施行規則により、全ての組織再編について、「債務の履行の見込みに関する事項」が事前開示事項として規定されているにすぎない(同規則第183条第6号等)。債務の履行の見込みがあることが会社分割の効力要件とされているか否かについては、現行法の下

においても、解釈上、なお争いがあるが、現行法のような規定とされた理由については、債務の履行の見込みがあることを会社分割の効力要件とすると、将来の収益の予測も考慮するとされている点で不確実性が生じ、会社分割の法的安定性を害するからであるなどの説明がされている。

もっとも、近時、残存債権者が債権者異議手続の対象とはされていないこと等を利用し、債権者の関与が全くない状態で、債務者である会社が承継会社等に対して優良事業や資産を承継させることを内容とする会社分割をし、承継会社等に債務の履行を請求することができる債権者と残存債権者とを恣意的に選別した上で、債務者である分割会社自身は倒産するという詐害的な会社分割がされているとの指摘がある。

そこで、残存債権者の保護の在り方について、見直しをすべきか、検討を要する。見直しをする必要があると考える場合には、当事会社の手続的な負担や、会社分割が事業の再建にも活用されていることについても、併せて配慮する必要がある。

詐害的な会社分割における残存債権者の保護を図るための方策としては、民法の一般原則に従い、事後的に詐害行為取消権（同法第424条）の行使によるべきであるとする解釈論もあり、これを肯定する裁判例（東京高裁平成22年10月27日判決・金法1910号77頁）も現れているが、詐害行為取消権の行使によることについては、会社法において原告適格や出訴期間が法定され対世効の認められた会社分割の無効の訴えとの関係をどのように考えるべきか、詐害行為取消権の行使の効果をどのように考えるべきかなどの点について、必ずしも十分に整理されているとはいえないように思われる。

会社分割がされた場合であって、承継会社等が商号の続用をしているときは、会社法第22条の類推適用をすることにより、分割会社の債権者が承継会社等に対して債務の履行を請求することを認める旨の判例（最高裁平成20年6月10日第三小法廷判決・裁判集民事228号195頁）がある。同条については、それが現実に機能するのは、實際上、債務者である譲渡人の経営の状態が悪化している場面であるため、詐害的な再建の抑止という観点から、その要件について、商号の続用から詐害性を基礎としたものへと改正すべきであるとの指摘がされている。

これらを踏まえ、例えば、詐害的な会社分割における残存債権者について、承継会社等に対しても債務の履行を請求することができる新たな規律を創設することも考えられる。

- 3 （注2）は、分割会社に知れていない不法行為債権者の保護の在り方について、どのように考えるべきかを問うものである。

平成17年改正前の商法においては、分割契約書又は分割計画書の定めにかか

ならず、各別の催告を受けなかった不法行為債権者は、分割会社に知れていない場合であっても、分割会社及び承継会社等の双方に対して債務の履行を請求することができる」とされていた（同法第374条ノ26第2項等）。

これに対し、会社法は、各別の催告を受けない場合に、分割会社及び承継会社等の双方に対して債務の履行を請求することができる「異議を述べることができる債権者」について、「各別の催告をしなければならないものに限る。」との限定を付している（同法第759条第2項等）。他方で、分割会社に知れていない不法行為債権者については、各別の催告を要しないものとされている（同法第789条第2項参照）ため、分割会社及び承継会社等の双方に債務の履行を請求することはできないこととなるおそれがあるとの指摘がある。

会社法の下においても、分割会社に知れていない不法行為債権者が分割会社及び承継会社等の双方に債務の履行を請求することができるものとする解釈も示されているが、なお不明確な点もあるので、立法により、分割会社に知れていない不法行為債権者の保護をより確実に図ることが望ましいとの指摘がされている。

そこで、例えば、不法行為債権者であって、分割会社に知れていないものは、分割会社と承継会社等の双方に債務の履行を請求することができる旨を明確にするなど、分割会社に知れていない不法行為債権者の保護をより確実に図るための方策について、検討を要する。

## 2 組織再編の手續に関するその他の検討事項

組織再編の手續における従業員の意見の表明等について、どのように考えるか。

（補足説明）

本文は、会社を買収しようとする者が現れた場合に、従業員が意見の表明等をする機会を設けるべきではないかとの指摘があることを踏まえ、組織再編の手續における従業員の意見の表明等について、どのように考えるかを問うものである。

会社法制においてこのような意見の表明等の制度を創設することの当否を検討するに当たっては、どのような観点から、どのような相手方に対して意見を表明するのか、その意義付けを整理する必要がある。例えば、株主が株主総会において議決権を行使するに当たっての判断資料とするという観点から、従業員が株主に対して意見を表明するという意義付けが考えられるが、そのような制度を創設することの必要性について、検討を要する。また、その検討に当たっては、どのような場面において、どのような情報が有益ということが出来るか、整理する必要がある。

このほか、上記指摘を検討するに当たっては、従業員の意見の集約には時間的・手続的なコストを要することから、迅速な組織再編の実現を困難にするおそれがある。

るのではないか，また，組織再編の法的安定性をどのように確保するか，併せて検討を要する。